

## 第3回湖周地区最終処分場候補地選定委員会 会議録

令和7年11月10日（月）午前10時～午前11時

9名出席

（事務局）

皆さんこんにちは。お集まりくださりありがとうございます。時間となりましたので、ただいまから第3回湖周地区最終処分場候補地選定委員会を開会いたします。開会にあたり、後藤委員長からご挨拶をお願いします。

（後藤委員長）

おはようございます。第3回の選定委員会にお集まりをいただきました。

はじめにこれまでの2回を簡単に振り返りたいと思いますけれども、まず第1回目が8月の22日に開催をいたしました。このときには、民有地の公募締切の前の段階でありますて、まだ応募がない中ではありましたけれども、候補地を選定するにあたって28の評価項目を決定いただいたところでございます。

次に第2回目ですけれども、9月の19日に開催をいたしました。このときには民有地の公募に応募いただきました湖南北真志野区の土地につきまして、選定委員会のメンバーに加えまして検討会議のメンバーとともに、現地の状況を確認したところです。

そして、本日第3回の選定委員会の開催となりました。今日は大きく二つの項目について協議、確認をお願いいたします。一つが、評価の方法についてです。28項目それぞれに点数づけしたものに、どのような重みづけをして、総合点を導き出すか確認をいただき、ご意見があれば承りたいと思います。その確認をした後、もう一つですけれども、評価に臨むにあたって、その根拠となる資料に沿って現状を確認いただきたいと思います。したがって、具体的な評価ですか、点数付けについては、次の委員会以降において28の項目ごとの事務局案、事務局が点数付けしたものをもとに、1項目、1項目ごとに協議を進めていく。これは次回の委員会としたいと思います。その点をご理解いただきたいと思います。

なお、この委員会は以後基本的に公開で行ってまいります。報道各社に加えて、一般の傍聴も可能となっておりますけれども、傍聴の皆様方、また報道各社の皆様方は、会議中のご発言はお控えいただくようにお願いしたいと思います。

また、協議の中で使用をする各種の資料につきましては、大変ボリュームが大きいものですので、さらにはペーパーレス推進の観点からこの委員会においては、前方のスクリーンに投影したものを、報道各社、傍聴の皆様にはご覧をいただきますけれども、この資料のデータについては後ほど諏訪市のホームページで全てダウンロードできる状況を整えますので、お手元に必要な方はそれぞれお手数でもホームページからご入手いただくことをお願い申し上げたいと思います。

以上申し上げまして冒頭の挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

(事務局)

ありがとうございました。それでは協議事項に入ってまいります。進行は後藤委員長よろしくお願ひいたします。

(後藤委員長)

はい。それでは早速協議事項の(1)に入ります。評価方法について、これはあらためての確認ということになりますけれども、確認をしていただいた上で、ご意見あればいただきたいと思います。それでは評価方法について事務局から説明申し上げます。

(事務局)

はい。評価項目につきましては、第1回委員会において確認をいただきました。AHP法による評価に当たって、評価項目ごとに一対比較表を作成して各項目の重み付けを設定したところです。第1回は抜粋により数項目を示したところでございますが、今回は全ての項目を網羅した一覧表を資料1によりお示しをいたしますので、ご覧ください。公募の際に必須あるいは望ましいとした項目は、より重みを付けているところでございます。各行になりますけれども、各評価項目の重み付けを幾何平均したもののが表の右から2列目の数字です。幾何平均とした理由は、個々の項目の重みが異なり

ますので、比率の変化、それからバランス等を考慮しまして単純平均とせず、幾何平均としました。各項目の幾何平均の値の合計が同じ列の下の欄外で示しておりますけれども、34.68となります。一つの評価項目における評価点は5点・3点・1点のいずれかとなりますので、100点満点での評価をするためには、この幾何平均値の合計を20点にする必要がございます。全ての項目が5点の評価であれば、5掛ける20で100点ということでございます。そのため、調整した後の重み付けの値が、この表の一番右の列の各数値となります。この資料の説明は以上です。

(後藤委員長)

はい。ありがとうございました。28項目それぞれについて1点もしくは3点もしくは5点、この3種類の中からどれか一つの点数を付けていく。それをトータルで幾何平均した重み付けによって、結果的にトータルしたときに100点満点、もし全てが5点満点としたときには100点満点になるという表でございます。

これまででも確認をさせていただいておりますけれども、あらためて何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。では確認いただいたということで次に進みたいと思います。

協議事項の(2)です。評価項目の状況確認について、28項目それぞれ順番を追って確認をいただきたいと思いますので、事務局から順次説明をお願いします。

(事務局)

はい。各評価項目における状況確認のための補助資料を用意しました。皆様、事業別フォルダの中に66番のフォルダがございます。選定委員会のフォルダの各データを逐次ご確認いただきたいと思います。同じ資料をスクリーンに映し出しますので、こちらをご覧いただいても結構でございます。

はじめに応募地、それから周辺道路の現況写真を数枚用意しましたので、第2回選定委員会で現地確認をしていただいたことを振り返っていただきたいと思います。フォルダ内の0番の資料をお開きください。応募地に向かう道路を遠い位置から順に付番しております。①から市道を進んでいきまして、②、③と徐々に進んでまいります。⑦あたりから未舗装道になっていたかと思います。それから⑩の辺りまで行きまると、ここが応募地に行くか上の水源地の方に行くかの分かれ目になりますけれど

も、この別れ目には北真志野の接合井があります。写真にもフェンスで囲まれているところが見られると思いますけれども、こちらが北真志野接合井であります。<sup>⑪</sup>あたりから応募地に入ってまいります。<sup>⑫</sup>から<sup>⑯</sup>あたりまでが市道が平らでおそらく大体220mぐらいの直線が続いているところでございます。この間に<sup>⑭</sup>から<sup>⑯</sup>にあるとおり中部電力が設置した高圧鉄塔があります。高圧鉄塔の下は木が伐採されている箇所もあります。それから<sup>⑮</sup>・<sup>⑯</sup>あたりが応募地の端になってきてここから大きく曲がりながら下っていくというような市道となっております。<sup>⑰</sup>・<sup>⑱</sup>につきましては一段下がっておりまして、<sup>⑲</sup>は応募地内ではありますけれども、この辺りは若干勾配が急になっている、きつくなっているところでございます。応募地には含まれませんが、参考として<sup>㉑</sup>が北真志野配水池、それから<sup>㉒</sup>が応募地に最も近い電柱を示しております。

それでは項目1に入っていきたいと思います。項目1は、補助資料1をご覧いただきたいと思います。これは県が公表しております森林情報でございます。青く着色した箇所が保安林であります。応募地を赤く示しておりますけれども、応募地はかかっていないことを確認しております。説明は以上です。

(後藤委員長)

はい。項目1について、保安林のあるなしを判断するデータとして県の森林情報を用いて判断をしていこうというものです。この点についてご意見ございますか。よろしいですね。それではただいまの県の森林情報を用いて審査をしていくという現状を確認いただきました。それでは項目の2をお願いします。

(事務局)

はい。補助資料2をご覧いただきたいと思います。これは建設課が保有しております諏訪市河川位置図でございます。左側、西側になりますけれども、ここを拡大していただきますと応募地を赤丸で示しております。この画面でも見ていただけるかと思いますけれども河川は通っておりません。なお、その北側に普通河川であります中の沢川が流れていることがわかるかと思います。この資料の説明は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。諏訪市の河川区域図の中から河川位置図によつて、河川区域のあるなしをジャッジしているという表になります。これについてご意見ございますか。よろしいですか。はい、ありがとうございます。それではこれに基づいて点数付けをしてまいります。次に3、土砂災害等のリスクについてお願ひします。

(事務局)

はい。まず補助資料の3-1をご覧ください。諏訪市のマルチハザードマップでございます。1ページは洪水土砂災害ハザードマップで2ページの右上に凡例がありますので、これを参考に見ていただければと思いますが、応募地を1ページの方に示しておりますけれども、浸水想定区域でもなく、土砂災害の警戒区域でもないことが確認できるかと思います。

続きまして3-2をご覧いただきたいと思います。こちらは長野県が公表しております信州くらしのマップでございます。これも市のハザードマップと同様の記載でございまして、土砂災害の危険区域には指定されていないということが確認できます。

それから併せて3-3をご確認いただきたいと思います。こちらは諏訪建設事務所管内図のうち、応募地周辺部分を切り取ったものでございます。ここでは紫色で急傾斜崩落危険区域というものを示しておりますけれども、大熊、神宮寺の辺りに少しあるような形で表示がされておりますが、応募地はそのような指定はされていないということが確認できました。この項目の説明は以上です。

(後藤委員長)

はい。項目3、土砂災害等のリスクにつきましては諏訪市のハザードマップ及び県の防災マップ、更には諏訪建設事務所の管内図をもってしてジャッジをしていくということにしたいと思いますが、ご意見ございますか。よろしいでしょうか。はい、それでは次に進みます。4文化財についてお願ひいたします。

(事務局)

はい。この項目は補助資料4をご覧いただきたいと思います。これは、生涯学習課

が 2015 年に作成した諏訪市遺跡分布図であります。この中で 324 番と付番されている赤く囲ってあるところが的場遺跡という埋蔵文化財包蔵地となっておりまして、位置的にはおおむね応募地と重なるということを確認しております。ただし、史跡としての位置付け、指定はございません。それから、隣に 323 番の本城遺跡というものがありますが、ここまでかかっていないと思われます。この項目の説明は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。文化財保護法に関する評価については、諏訪市の埋蔵文化財の資料をもとにジャッジをしていくということで、今までに応募地のところがほぼイコールでの的場遺跡になっていた。このことはきっとあそこの平らでなだらかな場所がその昔、人の生活の拠点だったということを示しているんだろうと想像しますが、この項目についてはこの資料をもとに判断していくことでよろしいでしょうか。ご意見ありますか。よろしいですね。はい、それでは次に進みます。5 の自然公園についてお願いします。

(事務局)

はい、こちらは補助資料 5 をご覧いただきたいと思います。この項目は国定公園が含まれるかというところを確認するものですけれども、環境課で保有しております諏訪市自然環境保全条例における地域分布図で国定公園も重ねて示しておりますので、これで確認しております。凡例の二つ目に自然環境保全地域（ハケ岳中信高原国定公園と重複）とあります。これは、青い罫線で網掛けをしているところが国定公園になるわけですが、ご覧いただくと霧ヶ峰のエリアが該当いたします。応募地は国定公園の指定はないということがここで確認できております。この項目は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。自然公園については諏訪市が持っている自然環境保全条例の規制区域図をもってして判断をしていくということで、ご意見ございますか。よろしいですね。それでは次に進みます。6 番の地質について説明をお願いします。

(事務局)

はい。まず先ほど見ていただいた補助資料 3-1、マルチハザードマップをご確認いただきたいと思います。3 ページが地震危険度マップとなっておりまして、4 ページの右上に地震危険度を 6 段階で示している凡例が載っております。3 ページに戻っていただくと、応募地はどの色にも着色されていないということが確認できました。着色がないから揺れがないということではありませんけれども、他の着色されたエリアに比べて、比較的安全であると判断できるのではないかと考えていることです。

次に、補助資料の 6-1 をご覧いただきたいと思います。これが活断層図となります。これは国土地理院が公表している活断層図であります。活断層を赤い実線で、やや不明瞭な推定活断層を破線で示しておりますけれども、その下の方を拡大していただいて応募地は青い丸で示しているところであります。実線・破線とも応募地にはかかっていないということを確認できるかと思います。

一方で、地質の面では大きなエリアで見れば塩嶺類層と呼ばれる、太古の昔火山の噴火で生じた溶岩が流れたところに含まれますので、広く火山岩が堆積していることが文献でわかつております。少しエリアを広げれば、スマートインターチェンジの地質調査、また断念をしましたが板沢区で実施しました地質調査の結果が参考になりうるとは思いますけれども、この応募地をピンポイントで地質状況を調べた資料は、今のところないのでないかと思われます。

ここであらためて 6-1 の活断層図をご覧いただきたいと思います。応募地が着色されておりますけれども、国土地理院によればここは段丘面であるとされております。一方、別の資料をご覧いただきまして 6-2、6-3 になりますけれども、こちらは防災科学技術研究所というところが公表しております地すべり地形の分布図であります。この防災科学技術研究所によれば、応募地は地すべり地形であるとされております。

段丘と地すべり地形の違いにつきましては、補助資料 6-4 としてまとめておりますので、ご確認いただきたいと思います。段丘は、河川や海などの侵食、堆積作用と地殻変動による土地の隆起が組み合わせて形成されるのに対して、地すべり地形は斜面の一部が地下水の影響と重力によってゆっくりと下方に移動するということで形成されるとされます。また、見た目の特徴としても、段丘は一般的に広くなだらかな平坦面、段丘面になりますが、それとその前面にある急な斜面、段丘崖と呼ばれますけれども、それが明瞭な階段状になりますので、応募地の等高線を見ても段丘面であると

見ることもできるかと考えますが、地盤の安全性の面では比較的安定している段丘と不安定な地すべり地形で差がでてまいります。以上から本項目の評価にあたっては、過去の文献や既存資料を参考にしながらも、応募地の地質調査を実施したいと考えております。これから業務を開始しまして、状況がわかり次第、委員の皆様にも委員会の場でお示ししたいと考えております。この項目の説明は以上となります。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。ハザードマップに加えて活断層図、また防災科学技術研究所で出している地すべり地形分布図などを見ると、段丘とも言えるし、地すべり地形とも言える部分があるので地質調査を行いたいという説明です。今見ていただいた資料、また地質調査をやることについてご意見があればお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。はい、A委員。

(A委員)

地質調査の関係で評価の観点でも地盤と地下水という項目がございます。やはりここを先ほど事務局からも説明がございましたけれども、塩嶺類層が堆積をしているところで、スマートインターチェンジの地質調査でも脆弱であったっていうところから、地質調査は必須というふうに考えております。加えて、やはり地盤の固さ、強度を現地踏査では調査できませんので、やはりボーリング調査的なものをして支持力がどういうことであるかっていう調査も必要かと思います。また加えて、地すべりの件もございますので、やはり地すべりの危険度については、地下水位が低いか高いかによってやはりその危険率の考え方も違ってきますので、地下水位がどれくらいの高さであるのか、または流動するのかどうかといった調査が必要かと思っておりますけど、事務局で先ほど地質調査の関係も検討していると聞いておりますので、具体的な概要がわかれればご説明いただきたいと思います。

(後藤委員長)

事務局お願いします。

(事務局)

はい、ありがとうございます。調査としましては、A委員がおっしゃったとおり、ボーリングはまずしていきたいと考えておりますので、これによって土の硬さであるとか、締まり具合、N値というものを確認していきたいと思っておりますので、このボーリングに伴い標準貫入試験は行いたいと思っております。それから、委員からもご指摘ありましたので、その孔を使って、地下水の位置などを確認するために地下水の調査を併せて実施していきたいと考えております。以上でございます。

(後藤委員長)

それでよろしいでしょうか。

(B委員)

地質の関係ですけど、今A委員から話があったとおり、私もこれ非常に重要な項目と捉えていますので、調査が必要だと思っています。今調査の概要をお聞きしましたけれども、この評価をするにあたっての判断になりますが、この後の段取りとかスケジュールなど、やはり今度地元への説明等があると思いますので、その辺の結果、この辺をいつごろ予定しているか、スケジュール的なところをお聞きしたいと思います。

(後藤委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

ありがとうございます。業務そのものにつきましては、おそらくボリューム等から年度末ぐらいにはなるかとは思いますけれども、3月中にはやはり選定委員会も開催していきたいと思っておりますので、その場で調査結果の概要は報告していきたいと考えているところでございます。

(後藤委員長)

はい、ボーリング調査の調査結果が出るまでに少し時間がかかる、3月ぐらいに結果が出てくるということですので、次回の委員会には間に合わない。ですので、ボーリング調査の結果は待つとしてそれ以外の点数付けをやっていくということで、最後3月にはトータルの評価ができるというスケジュール感ということでご理解いただければと思います。他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは次に進みます。7の面積・形状についてお願ひします。

(事務局)

はい、補助資料7を確認いただきたいと思います。これは2,500分の1の地形図でありますけれども、応募地の中心を着色しております。この範囲でおよそ2ヘクタール程度ございまして、等高線を見ても平地あるいは比較的なだらかな階段状の斜面になっていることを確認しております。委員にも現地を確認いただきましたので、地形のイメージは掴んでいただいていることかと思います。この項目は以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。面積・地形図については先ほどの地形図を確認いただき、これでジャッジをしていくということでよろしいかと思います。よろしいでしょうか。はい、次に進みます。8の施設配置についてお願ひします。

(事務局)

はい。こちらは補助資料8をご覧いただきたいと思います。これは最終処分場におけるメーカーから当時ヒアリングをしまして、必要面積の検討にあたり参考としたものでございます。2ページの赤く囲った箇所に施設規模における必要面積が示されておりまして、これをもとに公募に当たって概ね2ヘクタール以上のまとまった土地であることを要件として示したところでございます。結果的には応募地全体では約3.5ヘクタールで応募をいたいただいておりますが、先ほど見ていただいたとおり中心部の平地及び緩傾斜地で約2ヘクタールぐらい確保できる見込みであると考えているところ

でございます。この項目は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。施設の配置については先ほどお示しした資料で判断をしていくということでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは次に進みます。9の都市計画の①について説明をお願いします。

(事務局)

はい。補助資料の9をご覧いただきたいと思います。こちらは都市計画課が保有しております諏訪市都市計画図でございます。左側、西側を拡大していただきますと応募地を赤丸で示しております。ご覧いただきますといずれの色にも着色されておりません。従いまして都市計画上用途地域の指定はないと確認できるかと思います。この項目は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。こちらは都市計画図をもって判断をしていくということでご理解いただけたかと思います。次に都市計画の②についてお願ひいたします。

(事務局)

こちらは補助資料10をご覧いただきたいと思います。これは都市計画課が公表しております諏訪市立地適正化計画を抜粋したものです。凡例がありますが、凡例のとおり、赤で着色したエリアが都市機能誘導区域、それからオレンジで着色したエリアが居住誘導区域であります。応募地の方は色を分け黒で示しておりますけれども、いずれの指定もないことを確認しております。この項目は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。こちらについては立地適正化計画、都市機能誘導区域の図をもってして判断をしていくということでご理解をいただけるかと思います。次に 11、自然環境についてお願ひします。

(事務局)

こちらは補助資料の 11 をご覧いただきたいと思います。これは先ほどご覧いただきました 5-1 自然環境保全条例における地域分布図のうち応募地周辺を拡大して切り取ったものでございます。5-1 をあらためて見ていただきますと、凡例で自然環境保全地域はグリーンの部分でございますけれども、自然環境保全地域に該当しますので一定の開発に当たっては届け出等が必要となる地域であることを確認しております。なお、長野県で指定しております県の自然環境保全地域には該当いたしません。この項目は以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。先ほど 5 の自然公園のところでご覧いただいた表の拡大、切り取りということです。自然環境保全条例の規制地域の表を用いて判断をしていくということでよろしいでしょうか。はいありがとうございます。次、12 です。希少動植物についてお願ひします。

(事務局)

はい。資料の 12-1・12-2 を併せてご覧いただきたいと思います。これは長野県が公表しております植物群落におけるレッドリストです。12-1 は単一群落でありますけれども、75 番、ずっと下をめくっていただきますと、霧ヶ峰高原のススキ群落が指定されております。それから 12-2 の複合群落の資料を見ていただきますと、4 番目にやはり霧ヶ峰高原のミズゴケ群落、それから 26 番、下に行っていただきますと、上社の社叢が指定されておりますけれども、応募地周辺においての指定はございません。

一方で、動物につきましては詳細な公表による危険性もありますので、この辺詳らかにされておりませんけれども、長野県が指定している猛禽類の行動圏それから鳥獣保護区特別保護地区には該当しないことから、応募地が繁殖地それから営巣地といつ

た生息地として広く知られた場所ではないと考えております。また、応募者への聞き取りをしましたが、特にそういった事実は把握していないということでございました。この項目は以上となります。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。まさしく県のレッドリスト植物群落を確認いただきました。これをもとに判断をしてまいりたいと思います。次に進みます。13、土地利用について説明をお願いいたします。

(事務局)

はい。こちらは補助資料の13をご覧いただきたいと思います。これは都市計画課で保有しております諏訪市都市計画基本図です。図の中央の上部あたりを拡大していただきますと、応募地を赤丸で示しております。応募申請者である地権者代表による確認では、211筆の地目としてはそのほとんどが畑あるいは山林原野であるということでございます。ただし現況としましては、現地を皆様確認いただいているとおりでございまして、この図でも確認したところ、現況と同様、一帯が針葉樹林あるいは広葉樹、荒れ地という表示がされておるところです。ちなみに、土地所有者の話によりますと、50年ほど前は養蚕が盛んで一帯が桑畠であったということでございますが、現在耕作している土地は現地を確認するとほんの一部であると確認しているところでございます。この項目は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。土地利用につきましては、都市計画基本図を基に判断をするとともに現地を確認いただいたというところでご理解をいただけるかと思います。次に14の農用地についてお願いします。

(事務局)

はい。こちらは補助資料14-1をご覧いただきたいと思います。これは農林課が保有しております諏訪農業振興地域土地利用計画図のうち、応募地周辺部分を切り取った

ものであります。赤の実線で囲まれた区域が農業振興地域であるので、応募地の多くがおそらく農振地域にかかっていると思われます。その中の、農振地域の中の農用地につきましては、14-2をご覧いただきたいと思います。農振農用地は農林課が地番で管理をしているということでありますので、農林課の台帳をもとに図に落としたものでありますが、薄く着色した部分が応募地全体、その内の農用地が赤で着色した部分、これ25筆になっていますけれども、ただ現況とすれば先ほど説明をさせていただいたとおり耕作地はほんの一部あるかないかと捉えているところでございます。この項目は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。農用地については農業振興地域図をもとにさらにはその中から実際に農用地として使われている図、これは農林課の方で持っている台帳から落とし込んだ赤に塗られているところが実際の農用地であると、この資料をもとに判断ができるかと思います。ちなみに地番については黒塗りをさせていただいておりますので、これ公表をしていく資料ということで地番については黒塗りをしていくということでご理解をいただければと思います。それでは次に進みます。15、周辺施設等の環境についてお願ひします。

(事務局)

はい。15、16を併せて説明してもよろしいでしょうか

(後藤委員長)

お願ひします。

(事務局)

ありがとうございます。15、16を併せて住宅地図で確認をしていきたいと思っております。補助資料15をご覧いただきたいと思います。応募地周辺は農地、それから山林がありました。なので、この現状を見ましても、教育施設だとか観光施設、生涯学習施設等はないということを認識しております。それから住宅等として、一番近いの

が北側に金子工務店さんがありますけれども、それでも 150m 以上離れていることを確認しているところでございます。この二つの説明は以上になります。

(後藤委員長)

はい、15 番の周辺施設の環境、16 の付近の住宅分布の状況、具体的には教育施設のあるなしや生涯学習施設のあるなし、さらには住家の密集度などについてのジャッジとしてこの住宅地図をもとに判断をしていきたいと思いますが、こちらもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは次に進みます。17、地元同意の容易性について説明をお願いします。

(事務局)

はい。この項目につきましては応募申請書類で確認をしております。個人情報が含まれるので公に示すことはできませんけれども、応募申請時点における土地所有者の状況として、66 人中 41 人が同意または条件次第での同意ということになっております。条件とは区民の同意とされています。それ以外の土地所有者に対しましては、市外在住等で連絡がつきづらい方もいらっしゃるようですが、地権者の代表の方からアプローチ中と聞いているところでございます。この項目は以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。地元同意の容易性については公表できる資料はなしということです。ただし、申請書類の中に 66 名の所有者のうち 41 名について同意または条件次第で同意という回答をいただいているということでございます。それ以外の方々、残りの 25 名ということになるでしょうか。25 名については連絡がまだついていなかつたり、ということだそうです。そんなことを理解いただいた上の判断ということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(B 委員)

残り 25 人連絡ってことですけど、これある程度どのくらいの確認が取れてくるのかその辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

(事務局)

はい、先ほど申し上げた地権者代表の方からもそういったまだ意思表示がされてない地権者に対して、できるだけ集めて説明したい予定であるということも聞いております。この委員会は今後もありますけれども、その状況等がわかり次第、また随時委員の皆様にはお示していきたいと思っております。

(後藤委員長)

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。他によろしいでしょうか。はい、それでは次に進みます。18 その他生活環境についてお願ひします。

(事務局)

はい。こちらは補助資料の 16-1 をご覧いただきたいと思います。これは水道局が保有しております管路図です。応募地の西の上流に北真志野水源がありまして、市道に埋設した管路を通って接合井を経由して応募地の下の北真志野の配水池に行き、下流の家庭に供給されるということでございます。北真志野下水源地、この図面でいきますと、左側から上の水源、下の水源、接合井と繋がっていきますけれども、下の水源地が応募地からは 100m 以上離れているということでございます。北真志野配水池から下流の管路の敷設状況については補助資料 16-2 のとおりでございますので、参考にご確認をいただきたいと思います。この項目は以上でございます。

(後藤委員長)

はい、その他生活環境として生活に利用している水源などの距離につきましてこの資料をもって判断していこうということです。何かご意見ご質問等ございますか。よろしいですか。はい、それでは次に進みます。19、地域還元につきまして説明をお願いします。

(事務局)

はい。この項目について特に補助資料はございません。地域還元として埋立終了後の跡地利用ですか周辺との調和につきましては、今後建設予定地として決定した暁には、地元の皆様と協議していくということになるかと思いますけれども、応募段階において地元区の方、応募者の方からは、西山公園、それから応募地の上に火とぼし山がありますけれども、その辺の一体的な整備構想の可能性についても伺っているところでございます。処分場施設の存在という点で言えば、応募地の下側にも立木が多く茂っておりますので、立木で施設が隠れて下の住宅からはそれほど目立たないのでないか、景観を著しく阻害することはないとおもふことを思っているところでございます。この項目は以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。こちらは特に資料はございませんけれども、申請にあたって、またこれまでと地元とのやり取りにおいて地元のご意見等々をもとに判断をしていくことになろうかと思います。それでは次に進みます。20番排水放流先の確保についてお願いします。

(事務局)

はい。補助資料17番をご覧いただきたいと思います。これは水道局が保有しております下水道計画区域図となります。大きい一面の地図ですが、茶色の実線で囲まれた範囲が計画区域となります。この地図の左側、西側に赤丸で候補地を示しております。拡大をしていきますと茶色く囲まれたところが下水道の計画エリアになりますけれども、その範囲外、計画区域外と現状なっているところが確認できております。この項目は以上となります。

(後藤委員長)

はい。排水放流先の確保、下水の接続については、下水道計画区域図をもって判断していくことでよろしいですね。はい、ありがとうございます。それでは次に進みましょう。21用地取得の容易性について説明をお願いします。

(事務局)

はい。この項目は応募申請書類で確認をしております。既に公表させていただいておりますとおり、応募地は民有地であって、土地の所有者は 66 人ということで申請をいただいているところです。説明は以上となります。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。こちらは申請書類の中に所有者の総数が書かれておりますので、それを持っての判断としたいと思います。続いて 22 について説明します。

(事務局)

はい。それではこちらは補助資料 18 をご覧いただきたいと思います。これは応募申請をいただきまして応募地の運搬ルートとして考えられる道路について、いくつかの地点を付番しまして道路の幅員を建設課が保有しております道路台帳で示したものであります。2 ページ目以降がその道路台帳の写しとなります。応募地に近い地点から順に付番しておりますけれども、①から⑤あたりぐらいまではオレンジ色のラインですが、大体 3m から 5m ぐらいの幅員となっております。それで高速道路の側道から⑧のところですけれども、この辺は幅員は広めでありますけれども、そこから先の生活道路、⑨・⑩になりますが、この辺は 3m から 4m とやや狭い状況です。その⑩の先が主要地方道岡谷茅野線に出ることになります。それから⑪は高速道路下のトンネルでございます。ちょっと北側になります。⑪が高速道路の下を通っているトンネルになっている市道になりますけれども、こちら幅員自体は 6m 以上広くあります。それから、高さもですね、こちらの方で簡易計測したところ 3.9m 高さがありました。この⑫の先が主要地方道諏訪辰野線に出るというところになります。

以上の説明は現状によるものでありますけれども、道路拡幅だとか付け替えだとかそういうことの可能性も考えられると思っているところでございます。この項目の説明は以上です。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。幹線道路から応募いただいた候補地までの搬入の経路を三つ仮定としておいたときに、それぞれの道路の幅員がどうであるかということを事務局が建設課の道路台帳をもとに整理をした表あります。道路の幅員の状況、それから拡幅の可能性等々をこの資料をもとに判断をしていくということについてご意見ございますか。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それではこの表この資料をもとに、判断をしていくということにいたします。続いて23、中間処理施設、エコポッポからの距離および所要時間について説明をお願いします。

(事務局)

はい、こちら補助資料の19をご覧いただきたいと思います。これは一般的に広く使われておりますナビタイムという経路を検索するソフトウェアを使って、湖周クリーンセンターから応募地に近い施設の西山公園までの距離と時間を簡易的に求めたものであります。結果としましては、距離が11.5km、時間にして29分という結果が出ました。従いまして、応募地までは若干プラスされるかと思いますけれども、大きくは乖離しないものと考えております。説明は以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。エコポッポからの距離・時間については、ただいまのソフトを使ったデータをもとに判断をしていくことでよろしいかと思います。続いて、24電力通信の確保について説明をお願いします。

(事務局)

はい。先ほど見ていただいた補助資料15の住宅地図をあらためて確認いただきたいと思います。応募地に近い電柱としましては、赤丸で示しておりますけれども、この場所、先ほども最初に現況の写真を見ていただいたあの場所でございますけれども、ここから道路に沿って点在していることを確認しております。下にある北真志野配水池もこの辺りの電柱から電気を取り込んでいることがわかっております。

通信の確保では現地確認の際に確認をしましたけれども、携帯電話の電波状況も良好であったことを確認しています。この項目は以上となります。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。それぞれ現場を確認いただいておりますけれども、電柱の位置、電気を取り込んでいる状況、それから携帯電話の電波の状況をもとに判断をしていくということでよろしいかと思います。次に進みます。25 施設プラント用水および生活用水の確保についてお願ひします。

(事務局)

はい。こちらは補助資料の 20 をご確認いただきたいと思います。これは水道局が保有しております水道事業の給水区域図です。応募地は黒丸で示しておりますけれども、上水道事業が青い線で囲ったところ、範囲になりますが、この上水道の給水区域外となっておりますので、今後もし生活用水の利用ということにおいては検討の必要があるかなと思っております。プラント用水の観点では、上水道の他にも河川利用ということも考えられるかと思います。先ほどの図面を見ていただきましたが、近くに中の沢川流れていることが確認できておりますので、検討の余地はあるのかなと考えているところでございます。説明は以上になります。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございます。生活用水、またプラント用水の確保についての判断として、給水区域図をもってして判断をしていこうということです。これについて何かご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうかね。上水道は施設が仮に出来上がったとして、運ばれる灰を落ち着かせるためのプラント用水と、そこで働くスタッフの生活用水の 2 種類が考えられると思いますけれども、状況によっては可能であるという判断もあるうかと思います。28 項目のジャッジの中のこの 25 の項目については、可能か困難かという二択になっておりますけれども、これも状況によっては可能というこの真ん中の点数付けということもあるうかと思いますので、そのあたりはちょっとあらかじめ委員の皆さんにはご承知をいただきたいと思います。可能もしくは困難のみならずその中間の、状況によっては可能であるという判断もあるということはご理解をいただいて、お願いをしておきたいと思います。それでは次に進みます。補助資料はこの先は特にありません。26 の造成費、27 の施設整備費、28 のエネルギー

一について続けて説明をお願いします。

(事務局)

はい、この 26・27 につきましては、現段階において細かな試算はできておりませんので資料等も用意しておりませんけれども、応募地の位置ですとか形状それからまた周辺環境も含めて鑑みた上で、一般的な建設造成コストよりも大幅な追加費用がかかるてしまうのかどうか、必要なのかどうかっていう観点からも判断していきたいと思いますし、また皆様にご判断いただきたいと考えております。

それから最後のエネルギーのところでございますが、この項目も太陽光等について詳細な日射のシミュレーションはしておりませんけれども、応募地は西方でございます。日照時間としては平坦部に比べれば比較的に少ないのかなと想定しているところでございますが、全く見込めないということでもないと思っております。他の再エネ、例えば風力とか水力につきましては今現時点では現状を見る限り可能性として示せるものはないと考えております。以上でございます。

(後藤委員長)

はい、ありがとうございました。それでは以上をもって 1 番から 28 番、それぞれの項目についてどんな資料を基に判断をしていくか、その資料を一通り確認いただきました。6 の地質についてはボーリング調査を行っていくということで、その結果がここでまとまるのが年度末 3 月になろうかというところではありますが、それはその時点で結果を持って判断をいただくとして、次回からは冒頭に私申し上げましたとおり、事務局が一旦各項目の判断したものを皆さん方から意見をいただきながらジャッジをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ここまで流れの中で何か振り返ってご質問ご意見あれば一括して受けたいと思いますが、いかがでございましょうか。はい、A 委員。

(A 委員)

23 番の中間処理施設クリーンセンターからの距離と所要時間の関係なんですが、地元の関係もあって、クリーンセンターの近くの生活道路を使わずに国道 20 号からの

搬入ということかと思います。この図を見ると、岡谷市の生活道路に入していくような資料だったのですけど、国道 20 号からのルートの方が地元に対してもいいんではないかと思っていますが、この資料は国道 20 号からクリーンセンターに入していくことになっていますか。

(事務局)

その辺一度精査をさせていただきまして、一旦国道に出てから西街道を通っていくような形で再度確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

(後藤委員長)

はい、それでは今のご指摘についてはもう一度事務局の方で確認をした上で、時間の方を測り直したもので点数付けの判断をしていきたいと思います。他にはいかがでしょうか。はい、ありがとうございました。それでは、今日の委員会としては 28 項目について判断をしていく資料と現況を確認いただいたということで協議事項はここまでとさせていただきます。それでは進行の方を事務局へ戻します。

(事務局)

後藤委員長、進行ありがとうございました。最後にその他のところ、今後の予定でございますけれども、今日第 3 回目で確認いただきまして、次回の第 4 回目以降で後藤委員長からもお話ありましたとおり評価に入っていきたいと思っております。おそらく第 4 回目は年明けになろうかと思いますので、また日程が決まりましたら、委員の皆様にご案内をしていきたいと思っておりますので、ご予定をよろしくお願ひいたします。以上でございます。

何か委員の皆様からありますでしょうか。よろしいでしょうか。一つずつの項目の確認をいただき、またご意見・ご指摘をいただきましてありがとうございました。それでは今日予定した議題はこれで全てでございますので、以上をもちまして第 3 回湖周地区最終処分場選定委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございます。